

2019年12月18日
九州電力株式会社

玄海原子力発電所内の玄海変電所における火災に係る 原因と対策についてお知らせします

玄海原子力発電所において、本年12月10日15時58分、正門守衛所に設置している火災受信機に、原子炉施設ではない玄海変電所の火災発生を知らせる警報が発信し、同変電所で発煙を確認したため、公設消防へ通報を行いました。

その後、16時38分に同消防により、消火の必要はなく鎮火していることが確認されました。

現場確認の結果、玄海変電所内に設置している配電盤の一部に、焦げあとや部分的な損傷が確認されました。
(2019年12月10日お知らせ済み)

調査の結果、玄海変電所の受電のため遮断器（6-20）を投入した際、その下流側に設置している受電用遮断器（M-100）において短絡事象が発生したことで、配電盤の一部が焼損し火災に至ったものと推定されます。

短絡事象の要因は、点検にあたって受電用遮断器（M-100）に取付ける接地器具を、下流側に取付けるべきところ誤って上流側に取付けていたことに加え、受電前の接地器具取外し確認が不十分であったため、接地器具が取付けられていたまま受電を行ったことによるものと考えられます。

対策として、遮断器の接地器具取付け位置に、上流側と下流側が明確に識別できる標識を取付けるとともに、受電前に接地器具等が取外されていることの確認を徹底するよう、規定文書及び操作手順書に明記します。

また、今回の原因及び対策について、関係者へ速やかに教育を行うとともに、定期検査前の教育の場等において、継続して周知徹底を図ります。

以 上